



発行 東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域 (二件) ……
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)…

告示

●東京都告示第七百三十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区豊洲三丁目一番四十、同番五十三及び同番五十四 平成二十六年三月二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七百四十号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

北区桐ヶ丘二丁目六百九十六番一、同番三から同番五まで、八百七十九番五、千四十四番三、千四十五番一の一部、同番六から同番八まで、千四十六番二から同番五まで、千五百四番二、千八十二番一、千八十四番五、千八十七番一、千八十八番三、同番四、千九十二番、千九十八番一の一部、同番十四、同番二十、千二百一、千七百七十番三、千八百八十番三、同番七、同番八、千八百八十三番一、同番三、同番四、千二百十番二、千二百一十一番二から同番五まで、千二百十三番二、同番四、千二百十五番一から同番四まで、千三百二十番一、同番十一から同番十三まで、同番十五から同番十九まで、同番二十九から同番三十一まで、千三百七十三番三、千三百八十一番十、千四百四十六番四十三、同番五十七、同番六十八から同番七十五まで、桐ヶ丘二丁目六百三十九番二、同番三、六百五十番一、赤羽台三丁目六百三十九番一、同番五の一部、六百五十番四、同番五、八百七十九番一の一部、同番二から同番四まで、同番五の一部、

部、千八百八十番五、同番七から同番九まで、同番十四、千二百一十一番一の一部及び赤羽北三丁目千五百五十五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002